

保育料に関するQ & A

Q1：2歳から満3歳に到達したことにより、年度途中で支給認定が3号認定から2号認定に切り替わるとおもいますが、その場合の保育料はどうなりますか？

A1：満3歳に到達し、2号認定に切り替わった場合でも、その年度内については、3号認定の0～2歳児の保育料のまま継続します。

Q2：一度決定した保育料は、卒園まで同じですか？

A2：保育料は、その年度の市民税額に応じて毎年9月に見直します。

Q3：欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A3：欠席については、理由・日数に関わらず日割計算はされません。

Q4：ひとり親世帯の保育料は無料ですか？

A4：保育料は保護者等の市民税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q5：ひとり親世帯や在宅障害児のいる世帯について、保育料の軽減・減免等がありますか？

A5：ひとり親世帯や在宅障害児の世帯について、保育料の軽減・減免等があります。ただし、祖父母同居の場合や収入が多い場合等、軽減・減免等の対象とならない場合があります。

Q6：月途中で退所した場合の保育料の取り扱いはどうなりますか？

A6：月の途中で退所された場合は、利用者負担額（保育料）の日割計算ができます。

Q7：子の祖父母と同居しており、父母の収入が少ない場合、利用料はどうなりますか？

A7：父母（ひとり親世帯の場合、父又は母）の年収の合計が基準に満たない場合、同居の祖父又は祖母のうち、市民税が高い方の税額を父母の税額に合算して利用料を決定します。

Q8：月の途中で短時間認定から標準時間認定に変更した場合の保育料はどうなりますか？

A8：月途中で認定を変更した場合は、認定変更の翌月から保育料は変更となります。ただし1日付で認定変更の場合については、当月から保育料が変更となります。

Q9：離婚・再婚した場合、保育料は変わるの？

A9：保育料の算定対象者が変わってくるため離婚・再婚の翌月から保育料が変更となる場合があります。市こども課へご連絡ください。なお、「離婚前提の別居」の場合は、離婚調停中を除き、別居の配偶者を含めて算定します。

Q10：給食費（主食費・副食費）の保護者負担はどうなりますか？

A10：令和元年10月から、1号・2号認定利用児童の給食費は、原則保護者が負担することとされました。ただし、所得が一定額未満の世帯については、国の基準により副食費が免除されます。

また、国基準で免除にならない世帯の副食費は、島原市副食費助成事業により、4,500円の補助があります。

Q11：「すこやか子育て支援事業」とはどういった内容になりますか？

A11：「すこやか子育て支援事業」とは、第2子以降で保育所、幼稚園または認定こども園に入園している児童の保育料を無料とする島原市の事業です。

Q12：広域利用（他市町村の施設を利用）をする場合の保育料はどうなりますか？

A12：広域利用の場合においても、利用者の保育料については、居住地の市町村が定める保育料となります。（島原市民である場合は島原市の設定する金額）